

覺 書 其ノ二

- 一、労働条件ニ就テハ労働団体ノ交渉ニ組合員各自ハ一切交渉ヲ為サルコト
- 二、労働団体トハ会社ニ従業セル労働者百人以上ヲ以テ組織セル団体ヲ謂フ
- 三、会社内ニ数個ノ団体アル場合ニハ各個ニ交渉ヲ為スコト
- 四、會社従業員ニシテ労働団体ニ加入セサル者ハ各個ニ交渉ヲ為スコト
- 五、交渉不調ノ場合ト雖ニ相同以ハ其爭議ニ関シテ解雇ヲ為シ又ハ同盟罷業ヲ為サルコト

(五月十七日)

十八日午後六時五十分ヨリ大電問題報告演說會ヲ天王寺公園會堂ニ開催セリ 聴衆開會當時約三百名ナリトモ解散其数ヲ増シ今八時頃約一千名ニ及ル内約八百名ハ電業員組合並ニ友愛会員ト認めハテ者其他ハ一般聴衆タリ 先ッ電業員組合安治川、春日、西支部ノ總會ヲ開クコトニシテ座長ニ山本準一ヲ推シ 電業員組合ヲ日本労働総同盟ニ加入セシムルコトヲ決議セリ

(五月十八日)

大電爭議ハ一應終結ヲ告ケタルカ一爾後若林技師長市川安治川電所長福谷春日電所長等ニ於テ這般ノ解決條件タル費書其ノ一第段ニ基キ罷業職工全員ヲ復帰セシムルハ者初メ罷業ヲ止ルルセザリシ者及その後復職セル外諸会社側ニ属スル 順良職工トシテ於テ相融和ニ得サルノミナラス